○財務省告示第三百八十二号

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、基本的な契約の相手方を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十四日

財務大臣　安住　淳

クレディ・アグリコル証券会社東京支店、クレディ・スイス証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク、ソシエテ・ジェネラル（ソシエテ・ジェネラル銀行）、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社、野村證券株式会社、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社、ユービーエス・エイ・ジー（銀行）及びロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店

○財務省・経済産業省告示第四号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の五第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月四日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第二十四条の六第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月十四日

財務大臣　安住　淳

経済産業大臣　枝野　幸男

一　指定金融機関の商号又は名称

株式会社日本政策投資銀行

二　指定金融機関の住所

東京都千代田区大手町一丁目九番一号

三　事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

本店　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

北海道支店　北海道札幌市中央区北三条西四丁目一番地

東北支店　宮城県仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号

新潟支店　新潟県新潟市中央区東堀前通六番町千五十八番地一

北陸支店　石川県金沢市丸の内四番十二号

東海支店　愛知県名古屋市中区丸の内一丁目十七番十九号

関西支店　大阪府大阪市中央区今橋四丁目一番一号

中国支店　広島県広島市中区袋町五番二十五号

四国支店　香川県高松市亀井町五番地の一

九州支店　福岡県福岡市中央区天神二丁目十二番一号

南九州支店　鹿児島県鹿児島市千石町一番三十八号

○文部科学省告示第百五十八号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月十四日

文部科学大臣　中川　正春

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「人数の増加」の下に「又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加」を加え、同条第二項中「八千九百三十三人」を「九千四十九人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第四百三十一号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十七条第一項の規定に基づき、平成十五年七月一日指定第二十八号をもって指定した指定法人ヒューイット・アソシエイツ株式会社は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成二十三年五月一日付けで同会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百三十二号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十七条第一項の規定に基づき、事業主等がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十三年十一月二日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

名称	主たる事務所の所在地
エーオンヒューイット・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂二丁目十七番五号

○農林水産省告示第二千二百六十二号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項の規定に基づき、平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百十号（家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十一月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号の表に次のように加える。

佐賀県	嬉野市
熊本県	菊池市

第二号の表中愛媛県の項を削る。

○農林水産省告示第二千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県名張市長瀬字上出一二八二、一二八二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び名張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町北谷字奥谷川一九六から一九八まで、上露字大付三〇三の一から三〇三の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県倉敷市真備町岡田字妙見一九二二の三、字船岩谷一九二三の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○国土交通省告示第千百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　縦覧開始の日　平成二十三年十一月十五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県四街道市物井六百十三番地　独立行政法人都市再生機構千葉東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで